

3・11後を生きる

入手方法 事前に調べて

支援に不可欠「罹災証明書」



首都大震災



防災・危機管理ジャーナリスト

渡辺 実さん

わたなべ・みのる 1951年生まれ。35年以上にわたり、国内外の被災地取材し、防災対策の提言を続ける。株式会社まちづくり計画研究所代表取締役所長。「都市住民のための防災読本」「高層難民」など著書多数。

地震や風水害、火災などの被災者になった時、さまざまな公的支援を受けたり、損害保険の請求等を行ったりする際には、物理的な被害の状況を証明する必要があります。被災者にとって最も重要な書類は「罹災証明書」と「被災証明書」。ともに市町村長が発行します。

罹災証明書は、家屋や事業所などの被害の程度を認定します。前回お伝えしたように、地震では「全壊」「大規模半壊」「半壊」、水害では「床上浸水」「床下浸水」「流失」、火災では「全焼」「半焼」などの区分があります。そして被災証明書は、罹災証明書が対象とし

ない住家以外の建物や家財、自動車などの動産の被害を証明するものです。

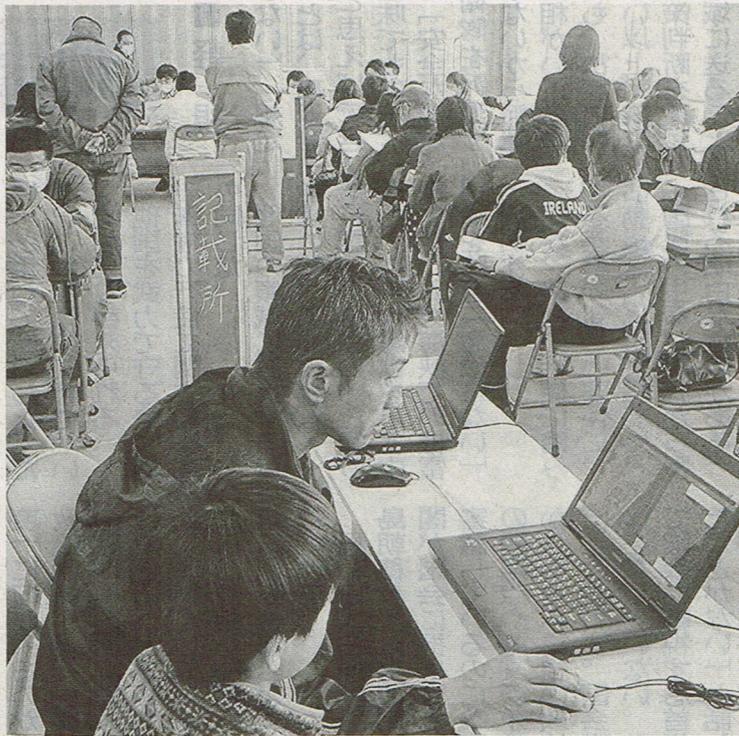
通常、罹災証明書の交付を受けるには、まず「罹災証明書交付願」を提出して申請します。その申請受け付けが開始される時期や場所などの情報は、マスコミヤ市町村の広報紙などで案内されますので、要注意です。

具体的な申請の方法は市町村によって異なるため、居住自治体の手続き内容を事前に確認しておくことをお勧めします。

これまで罹災証明書交付の法的根拠はありませんでした。しかし東日本大震災を経て、二〇一三年六月に災害対策基本法が一部改正され、罹災証明書を遅滞なく交付すること▽平常時から交付に必要な業務実施体制を確保することが市町村長に義務付けられました。

罹災証明書の申請ができるのは、家屋などの所有者や居住者です。申請窓口では本人確認のための免許証や健康保険証などが必要で、代理人の場合は委任

東日本大震災で罹災証明書を申請するため集まった宮城県の名取市民。パソコンを使い、航空写真で自宅の被害状況を確認する親子連れの姿もあった。2011年3月29日、宮城県名取市役所で



東日本大震災で罹災証明書を申請するため集まった宮城県の名取市民。パソコンを使い、航空写真で自宅の被害状況を確認する親子連れの姿もあった。2011年3月29日、宮城県名取市役所で

状が別途必要となり、行政は住民基本台帳と照合して受け付けます。

東日本大震災では、本人確認の書類も住民基本台帳も津波で流された自治体があり、罹災証明書交付までに多くの時間がかかりました。免許証や健康保険証などはコピーをとっておくことが大切です。三文判でいいですから印鑑も保管しておくこと手続は早くなります。家屋の被害認定は、原則市町村の職員や委託された専門家が実施します。本震後の余震で被災した場合も罹災証明の対象になりますので被害認定の調査を依頼できます。行政は被害認定調査結果をまとめて罹災台帳へ記載し保管します。いつでも確認でき、申請があれば罹災証明書を発行します。

発行されると、どんな被災者

支援策の適用を受けられるのでしょうか。まず、給付としては被災者生活再建支援金や義援金などがあります。融資では住宅金融支援機構融資や災害救済資金などです。税金や保険料、公共料金の減免や免除も受けられます。応急仮設住宅への入居や住宅応急修理などもあります。

内閣府による首都直下地震発生時の被害想定は、全体で六十万棟が全壊・焼失すると発表されています。この被災建物の罹災証明書を発行するには膨大な時間がかかり、大混乱が予想されます。従前の制度を根本的に見直し、大規模災害に対応できる罹災証明交付システムを検討し、被災者支援の手続きを改定することが急務となっています。ぜひ、お住まいの市町村の罹災証明書発行の体制を確認しておいてください。